

社保審－障害者部会	
第86回（H29. 9. 20）	参考資料 1

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第 8 回（H29. 9. 6）	参考資料

共生型サービスに係る報酬・基準について 《参考資料》

【基本コンセプト】

「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、子ども・高齢者・障害者など**すべての人々**が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を**ともに創る「地域共生社会」**の実現へ

【パラダイムシフト】

◆ 「我が事・丸ごと」の地域づくりへ

⇒ 住民が主体的に地域の課題解決を試みる仕組みを構築。住民相互の支え合いと公的サービスが協働し、誰もが役割を持ち孤立を生まない地域を育成。

◆ 「タテワリ」から「丸ごと」へ

⇒ 対象者ごとに整備されている公的サービスの包括化の推進。

【具体的な対応】

○市町村による、住民主体の**地域課題の把握や解決を支援する体制**や、複合的課題に対応する**包括的な相談支援体制の整備を制度化**【社会福祉法改正】

○**地域における一体的なサービス提供**を支援するため、介護保険と障害福祉両制度に**新たに「共生型サービス」を創設**【介護保険法等の改正】
今後、**施設・人員基準、報酬の見直し**を検討。

○担い手の**資格や養成課程の見直し**を検討。

【好循環】

子ども 高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、**健全な成長**に効果。

高齢者 子育て支援で**役割を持つ**ことが、**予防**に効果。

障害者 活躍する場を持つことが、**自立・自己実現**に効果。

地域の実践例①：「富山型デイサービス」(富山県)

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

参考

	概要	主な基準
生活介護	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>介護保険法による指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定（看護）小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下（通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内）</p>
短期入所	<p>介護保険法による指定（看護）小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して指定（看護）小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するもの。</p>	<p>①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上 ②その他：基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して宿泊サービスを提供するものであること。 宿泊サービスの利用定員は、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービス利用者とは基準該当短期入所利用者の合計が、登録定員の3分の1から9人までの範囲内であること。短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

基準該当自立訓練(機能訓練・生活訓練)の概要

参考

	概要	主な基準
自立訓練 (機能訓練)	介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するもの。	①従業者: 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他: 自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定(看護)小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	①従業者: 基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等: 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他: 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスの登録者数の合計数を上限とし、29人以下とする。また、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とする。
自立訓練 (生活訓練)	介護保険法による指定通所介護事業者等が、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するもの。	①従業者: 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等: 食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他: 自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定(看護)小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	①従業者: 基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等: 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他: 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスの登録者数の合計数を上限とし、29人以下とする。また、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とする。

基準該当児童発達支援・基準該当放課後等デイサービスの概要

参考

	概要	主な基準
児童発達支援	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供するもの。	①従業者：基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他：児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定(看護)小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	①従業者：基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)
放課後等デイサービス	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供するもの。	①従業者：基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護等の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他：放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定(看護)小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	①従業者：基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者数と基準該当生活介護、基準該当自立訓練(機能訓練)、基準該当自立訓練(生活訓練)、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、29人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)

障害福祉制度の基準該当サービスの報酬

○ 障害支援区分を勘案していない単一の報酬であり、基本的に加算の仕組みはない。

※ 基本サービス費を記載

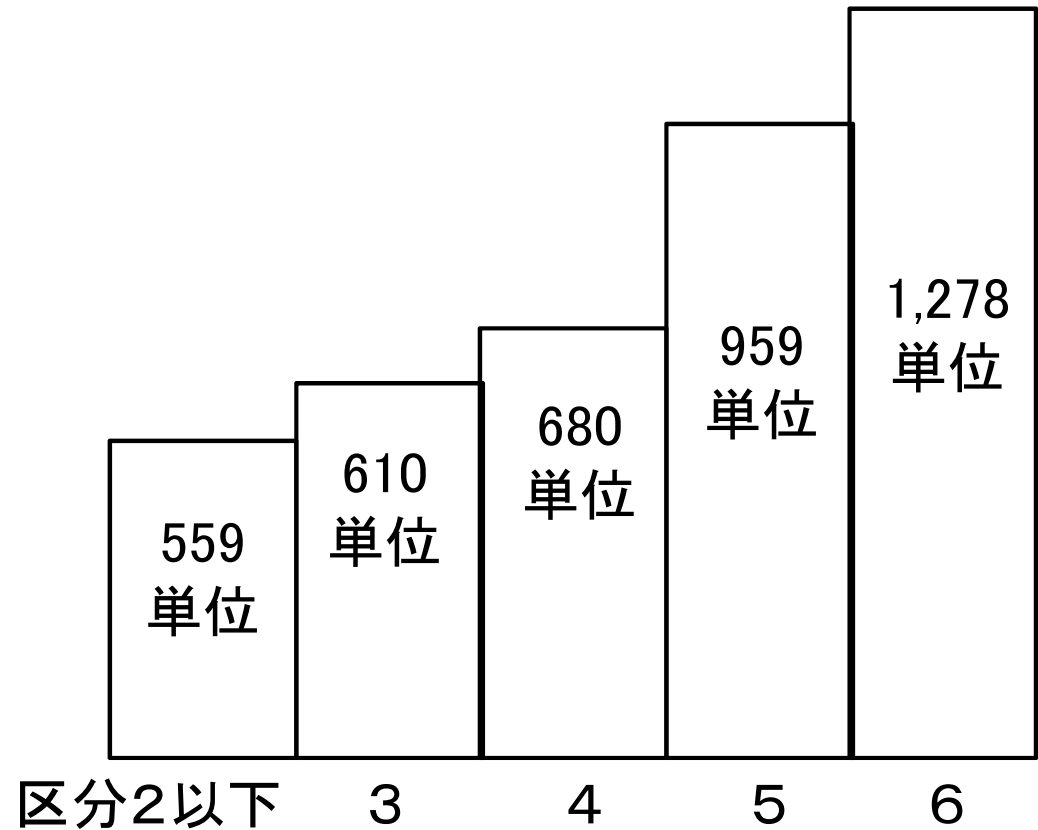
基準該当生活介護の報酬

691 単位

※障害支援区分に関わらず単位設定

加算なし

通常的生活介護の報酬



※障害支援区分に応じた単位設定

※上記は定員20人以下の生活介護サービス費

加算あり

障害福祉制度の基準該当サービスの関係規定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第九十四条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日つき）

- 基準該当生活介護サービス費（I） 691単位

平成30年度富山県重点事業（要望）

1 「とやま地域共生型福祉推進特区」の活用による地域共生社会の構築について

高齢化や核家族化が進行するなか、誰もが安心して住み慣れた地域で生活していける地域社会づくりの推進が極めて重要な課題となっている。

このため、本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けられる“地域共生社会の実現”を目指し、グループホームや介護保険の指定通所介護事業所である富山型デイサービス〔基準該当障害福祉サービス事業所〕などの地域に密着した小規模施設の整備を推進しており、これまで「富山型デイサービス推進特区」や「富山型福祉サービス推進特区」の活用によって、介護保険指定のデイサービス事業所における知的障害者と障害児の受入や、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児者の宿泊サービスなどが実現し、現在では全国で展開されているところである。

また、「とやま地域共生型福祉推進特区」を活用し、福祉的就労の規模要件の緩和や、認知症高齢者と障害者がともに生活できるグループホームでの共用設備の兼用などを実現しているところであるが、介護人材の不足や障害者の地域移行などの課題に鑑みれば、地域で小規模な共生ケアを行う施設の重要性はますます高まっている。

このため、これまでも国に対し支援の充実を要望してきたところ、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型サービスが創設されることになり、報酬等については、現在、平成30年度改定に向けた検討が進められているところである。

については、次の事項について格段の配慮を願いたい。

- 1 認知症高齢者グループホーム利用者が、加齢とともに要介護度が高くなり、増大する医療ニーズへの対応や福祉用具の更新等が必要となった場合には、訪問看護や福祉用具の貸与等の居宅サービスを利用できるようにすること
- 2 共生型サービス（富山型デイサービス）が一層の充実強化と安定運営を図ることができるような報酬体系とするため、
 - (1) 多様な利用者が交流することの効用が顕著である一方、事業者の負担が大きいことから、特段の加算措置を講ずること（「地域共生加算（仮称）」の創設など）
 - (2) 一定の要件のもとで、基準該当障害福祉サービス事業所においても、障害福祉サービスの指定事業所として取扱い、送迎加算などの各種加算を算定できるようにすること

※ 下線は事務局が付した

介護保険制度の基準該当サービスの趣旨

- 指定サービス事業者の要件(法人格、人員・設備・運営基準)の一部を満たしていない事業者のうち、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村はそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることを可能としている。
- これにより、住民参加型の非営利組織等の多様な事業者の参入を可能にし、地域の実情に即したサービス提供を可能にするものである。
- 基準該当サービス事業者の要件は、次のような観点から検討され、具体的には、①訪問介護(ホームヘルプサービス)、②訪問入浴介護、③通所介護(デイサービス)、④短期入所生活介護(ショートステイ)、⑤福祉用具貸与について、指定基準同様、国の基準を踏まえ、条例で定められる(基準該当介護予防サービスを含む)。
 - ・ 多様な事業主体の参入を促す観点から、サービスの質の確保に留意しつつ、サービス提供の実態があり、要件緩和の必要なサービスについて、法人要件と、従業者の人数要件を中心とした人員・設備・運営基準の緩和を図ること
 - ・ 法人格が無い場合でも、個人事業者又は組織体により事業として行われるものを対象とすること

サービスの類型		指定基準等	指定効力範囲	保険給付
法人	指定サービス	指定基準を完全に満たす	全国	居宅介護サービス費 (介護予防サービス費)
	基準該当サービス	基準該当の要件を満たす(指定基準の一部を満たさないが、一定の水準を満たす)	市町村	特例居宅介護サービス費 (特例介護予防サービス費)
非法人	基準該当サービス	指定基準を完全に満たす		
		基準該当の要件を満たす(指定基準の一部を満たさないが、一定の水準を満たす)		

介護保険制度の基準該当サービスの概要

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、
 - その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

【例】指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上	<u>不要</u> （平成24年基準改定）
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）	<u>1人以上</u>
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②1人は常勤（利用者定員20人未満の併設事業所は除く）	<u>常勤換算方法で利用者3人に1以上</u>
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）	<u>1人以上（利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）</u>
利用定員等	(1) 20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る）	(2) 併設事業所は20人未満に出来る	<u>利用定員は20人未満とする</u>
設備等	廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	<u>車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅</u>	
居室面積	1人当たり10.65㎡	<u>1人当たり7.43㎡</u> （平成24年基準改定）	

※ 基準該当短期入所生活介護は指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護又は社会福祉施設に併設しなければならない。

基準該当サービス（介護保険制度）の実施状況

実施保険者数		272 (17.2%)
内 訳 (重複あり)	居宅介護支援	64
	訪問介護	93
	同居家族に対するヘルパー派遣	8
	訪問入浴	46
	通所介護	73
	福祉用具貸与	27
	短期入所	137
	介護予防居宅介護支援	52
	介護予防訪問介護	68
	同居家族に対するヘルパー派遣	6
	介護予防訪問入浴	29
	介護予防通所介護	61
	介護予防福祉用具貸与	25
	介護予防短期入所	80

【出典】事務連絡 平成28年4月14日 各都道府県介護保険担当主管課(室)あて

厚生労働省老健局介護保険計画課「平成27年度介護保険事務調査の集計結果について」 10

主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を療養通所介護事業所において実施する場合の取扱い（概要）

◆ 趣旨

介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の指定基準の取扱いを明確にし、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の地域での受入を促進し、QOLの向上及び介護者等のレスパイトを推進する。

◆ 指定基準の概要

		療養通所介護 (介護保険法)	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等	
			主に重症心身障害児を通わせる 児童発達支援・放課後等デイサービス	主に重症心身障害者を通わせる 生活介護事業
定員		9名以下	5名以上 (左記の定員のうち上記定員を設定可)	
人員配置	管理者	管理者1名 (看護師:兼務可)	1名 (左記との兼務可)	
	嘱託医	—	1名 (特に要件なし)	
	従業者	看護師又は介護職員 (利用人数に応じて1.5:1を配置) (定員内で利用者外の者を受け入れる場合、利用者合計数に応じて1.5:1を満たす配置が必要)	児童指導員又は保育士1名以上 看護師1名以上 機能訓練担当職員1名以上 ※提供時間帯を通じて配置	生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士(実施する場合) ※上記職員の総数は障害程度区分毎に規定 (例:平均区分5以上の場合、3:1) (左記と一体的に配置することが可能)
	支援管理責任者	—	児童発達支援管理責任者1名 (管理者との兼務可。専任加算あり)	サービス管理責任者1名 (管理者及び左記との兼務可)
設備		専用部屋 (6.4㎡/人) 必要な設備(兼用可)	指導訓練室の他、必要な設備 (左記と兼用可)	

※主に、重症心身障害児・者を通わせる場合、児童発達支援及び放課後等デイサービス、生活介護を一体的に運営することが可能。

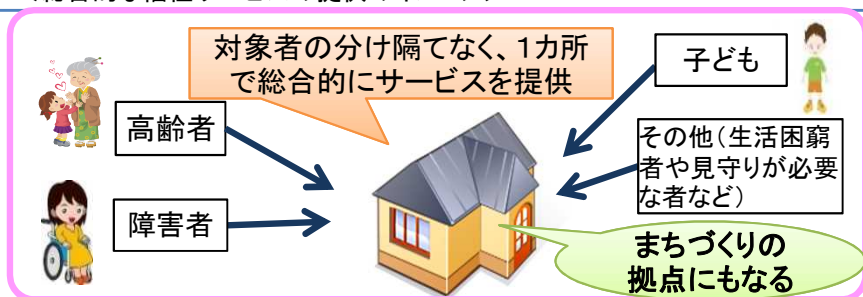
※主に、重症心身障害児・者を通わせる場合、療養通所介護事業の人員基準に規定のない「児童指導員又は保育士」と「児童発達支援管理責任者」又は「サービス管理責任者」の配置が必要。

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**

<総合的な福祉サービスの提供のイメージ>



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせ合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

<福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)>

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

① 兼務可能な人員

- ・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

- ・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等: 指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者(児)を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

共生型サービスに関する関係審議会の意見

●障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(抄)(社会保障審議会障害者部会 報告書)(平成27年12月14日)

Ⅲ 各論点について

8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

(1)現状・課題

(障害福祉制度と介護保険制度)

- 一方、これまで障害福祉制度を利用してきた障害者が介護保険サービスを利用するに当たって以下のような課題が指摘されている。
 - ・ 介護保険サービスを利用する場合、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の事業所を利用することになる場合がある。

(2)今後の取組

(障害福祉制度と介護保険制度の連携)

- 障害福祉サービスを利用してきた障害者が、相当する介護保険サービスを利用する場合も、それまで当該障害者を支援し続けてきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援を行うことができるよう、利用者や事業者にとって活用しやすい実効性のある制度となるよう留意しつつ、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである。

●介護保険制度の見直しに関する意見(抄)(社会保障審議会介護保険部会 報告書)(平成28年12月9日)

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

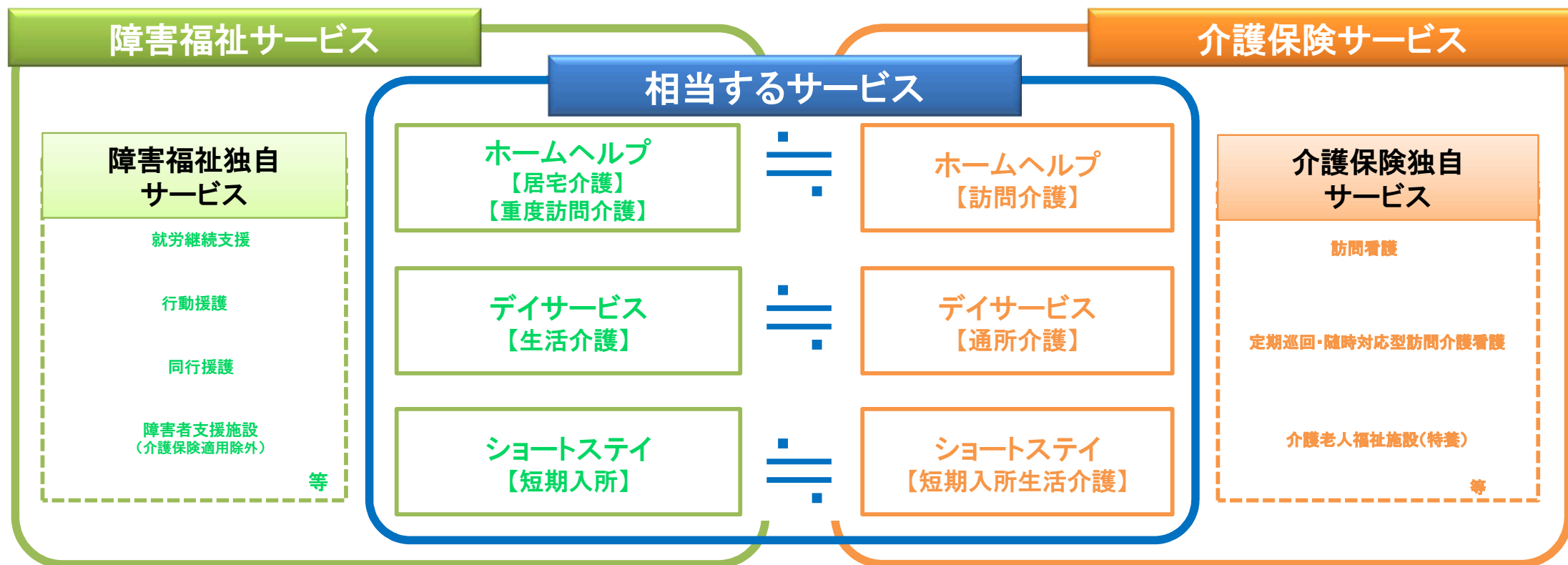
3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(1)地域共生社会の実現の推進

- また、介護保険優先原則の下では、障害者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障害者は、それまでとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない場合がある。
- これらの点については、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」(平成27年12月14日)においても、
 - ・ 障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所になりやすくする等の見直しを行うべきであるとの指摘がなされている。
- このような状況を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うことが適当である。
 - その際、具体的な指定基準等の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするほか、事業所の指定手続についても、可能な限り簡素化を図ることが適当である。
 - なお、共生型サービスについては、高齢者、障害者等に十分な情報提供と説明が必要である。

障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

障害福祉制度と介護保険制度において、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、**障害福祉サービスに類似する(「相当する」)介護保険サービスがある場合は、障害者総合支援法第7条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。**
(いわゆる介護保険優先原則)



「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

改革の骨格

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 人口減少など地域の実情に応じて、制度の『縦割り』を超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう、事業・報酬の体系を見直す。

当面の改革工程

改革の骨格に記載した方向性を踏まえて、まずは、本年の制度改正において、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として、「地域共生社会」の実現に向けた『我が事』・『丸ごと』の取組を進めるための改正法案を提出する。その上で、平成30年以降の制度改正と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じる。並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020年代初頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していく。

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 本年の介護保険制度の見直しにおいて、介護保険に「共生型サービス」を創設する。障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みについても、報酬において障害支援区分を勘案していない等の課題に対応するため、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設する。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しを行う。また、平成30年の介護・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬についての必要な対応を行う。これらにより、地域の実情に応じた「共生型サービス」の整備を進めていく。

※ 下線は事務局が付した

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要） （地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け））

見直し内容

5月26日成立、6月2日公布

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

（注）具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行

サービスを提供する場合、
それぞれ指定基準を満たす必要がある

障害児者

高齢者

障害福祉サービス事業所等

介護保険事業所

【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後

障害児者

高齢者

障害福祉サービス事業所等

介護保険事業所

新たに共生型サービスを位置付け

新

共生型サービス事業所

障害福祉サービス事業所等

介護保険事業所

障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。
※逆も同じ

※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等を想定

地域包括ケア強化法案に対する附帯決議（参議院厚生労働委員会）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成29年5月25日
参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一～四（略）

五、共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。

六（略）

右決議する。

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較①（デイサービス①）

	生活介護(障害福祉)＜障害者＞			通所介護(介護保険)		
概要	昼間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上			—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		管理者	常勤専従	
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができていれば不要)		医師	—	
	サービス管理責任者 (実務経験3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → 6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
		平均障害支援区分4以上5未満 → 5:1	看護職員	1人	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
平均障害支援区分5以上 → 3:1		理学療法士又は作業療法士	必要数	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	
設備	訓練・作業室	支障のない広さ		食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	
事業所数	約1万事業所			約4.3万事業所		

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較②（デイサービス②）

	自立訓練(障害福祉)＜障害者＞			通所介護(介護保険)		
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上			—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 (実務経験3～10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (常勤1以上) ※生活訓練は不要	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
理学療法士又は作業療法士			1人 ※生活訓練は不要	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	
設備	訓練・作業室	支障のない広さ		食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	
事業所数	約0.14万事業所			約4.3万事業所		

※訪問サービスを提供する場合は、生活支援員を1人以上加配

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較③（デイサービス③）

	児童発達支援(障害福祉)＜障害児＞ ※児童発達支援センター、 主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く		通所介護(介護保険)	
概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助 言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を 行う	
定員	10人以上		—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3～10年(うち3年以上 は障害児・児童・障害者の支援) +研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	指導員又は保育士	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上)	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
			看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士又は心理指導担当職員 等)	機能訓練を行う場合に配置	機能訓練指導員 (理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士等)	1人	
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び 機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約0.4万事業所		約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較④（デイサービス④）

	放課後等デイサービス(障害福祉)＜障害児＞ ※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く		通所介護(介護保険)	
概要	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、 生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進 などの支援を行う		入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	10人以上		—	
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3～10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援) +研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上) ※児童指導員又は保育士を半数以上	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員
事業所数	約1万事業所		約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較⑤ (ホームヘルプサービス)

		居宅介護、重度訪問介護(障害福祉) <障害児者> <small>※重度訪問介護は者のみ</small>	訪問介護(介護保険)
概要		居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	
人員配置	管理者	常勤専従	常勤専従
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人	常勤の訪問介護員等のうち1人
	訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記 + 居宅介護職員初任者研修課程修了者 + 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (旧3級課程相当) + 重度訪問介護従業者養成研修修了者	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲		右記 + 生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)	いわゆる「老計10号」(P25参照)
事業所数		居宅介護:約2万事業所、重度訪問介護:約0.7万事業所	約3.3万事業所

居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員初任者研修課程修了者	130時間
居宅介護職員初任者研修課程修了者	130時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修)	50時間
重度訪問介護従業者養成研修修了者	10時間以上

都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能

- ・全て免除 12都道府県
- ・一部免除 6都道府県
- ・免除無し 29都道府県

(平成27年度・振興課調べ)

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較⑥（ショートステイ）

	短期入所(障害福祉)＜障害児者＞	短期入所生活介護(介護保険)		
概要	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等及び機能訓練を行う		
定員	—	20人以上		
人員配置	管理者	管理者		
	常勤専従	常勤専従		
	従業者	6:1	医師 1人	
		※ 指定生活介護等(*)で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上 (*)生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練事業所を含む)、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、障害児通所支援	生活相談員 (社会福祉士等)	100:1 (常勤1以上)
			介護職員又は看護職員	3:1 (常勤1以上)
			機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人
			栄養士	1人
調理員その他の従業者	適当数			
居室面積	8㎡(定員4人以下)	10.65㎡(定員4人以下)		
設備	食堂、浴室、洗面所、便所	食堂、浴室、洗面設備、便所、 <u>機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、 看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、 汚物処理室、介護材料室</u>		
事業所数	約0.4万事業所	約1万事業所		

注)上記は、「単独型」について示したものであるが、他にも「空床型」、「併設型」の2つの事業類型がある。

<参考1> 訪問介護の概要

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

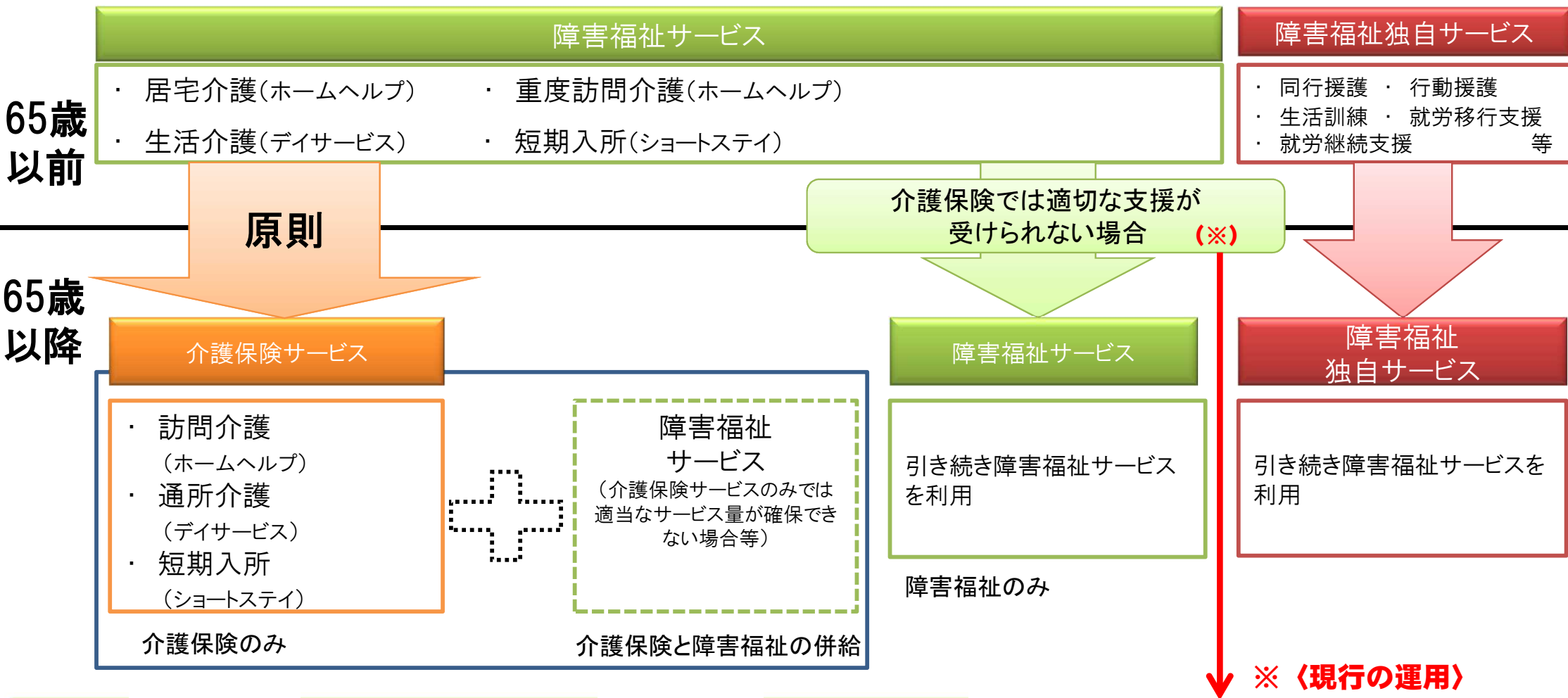
身体介護（抜粋）

- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

<参考2> 介護保険優先原則



一律に介護保険サービスを優先するわけではなく、以下の点を踏まえ、市町村が判断する。

① 介護保険サービスを受けることが可能か否か

例・利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない場合や空きがない場合

② 介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か

例・障害の状況等にかんがみ、65歳前までと同様の事業所でないと、適切な支援が提供されないと判断される場合

※ ただし、介護保険サービス利用に伴う利用者負担を回避するための障害福祉サービスの利用希望は勘案しない

障害福祉サービス等の体系1

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	者 児	168,465	19,748
	重度訪問介護	者	10,598	7,283
	同行援護	者 児	24,732	6,263
	行動援護	者 児	9,662	1,557
	重度障害者等包括支援	者 児	31	10
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	者 児	48,552	4,378
	療養介護	者	19,967	246
	生活介護	者	270,951	9,572
	施設入所支援	者	130,727	2,607
施設系	共同生活援助(グループホーム)	者	106,928	7,277
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	者	2,204	171
	自立訓練(生活訓練)	者	12,094	1,177
	就労移行支援	者	31,679	3,236
	就労継続支援(A型=雇成型)	者	64,239	3,518
	就労継続支援(B型)	者	220,747	10,579

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
 2. 利用者数及び施設・事業所数は平成28年12月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系2

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	89,698	4,654
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。	2,472	98
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	146,202	9,726
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。	3,160	490
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。	1,654	192
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,082	188
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	118,594	7,245
	障害児相談支援	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画案を作成 【継続障害児支援利用援助】	32,558	3,662
	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。	553	307
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。	2,687	489
	その他の給付			

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成28年12月サービス提供分の国保連データ。

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

}

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬			
身体介護中心、通院等介助 (身体介護有り) 245単位(30分)～804単位(3時間) 3時間以降、30分を増す毎に80単位加算	家事援助中心 101単位(30分)～ 264単位(1.5時間) 1.5時間以降、15分を増す毎に 34単位加算	通院等介助 (身体介護なし) 101単位(30分)～ 264単位(1.5時間) 1.5時間以降、30分を増す毎に 67単位加算	通院等乗降介助 1回97単位
■ 主な加算			
特定事業所加算 (5%、10%又は20%加算) →①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	福祉専門職員等連携加算 (90日間3回を限度として1回につき564単位加算) → サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算 (1日当たり100単位加算) →特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	

重度訪問介護の概要

○対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
 - ※重度障害者等包括支援対象者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 (Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

183単位(1時間)～1,408単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○事業所数 7,283(国保連平成28年12月実績)

○利用者数 10,598(国保連平成28年12月実績)

生活介護の概要

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,139単位	851単位	599単位	539単位	491単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)

→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ **事業所数** 9,572(国保連平成28年12月実績)

○ **利用者数** 270,951(国保連平成28年12月実績)

短期入所の概要

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害支援区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)(※)

- ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬		
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ) →障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定 166単位～892単位	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ) (宿泊を伴う場合) →区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合 1,404単位～2,609単位	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)(宿泊を伴わない場合)(Ⅳ)～(Ⅵ)(宿泊のみの場合) →左記と同様の対象者に対し支援を行う場合 936単位～2,489単位
■ 主な加算		
単独型加算(320 単位) →併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	緊急短期入所体制確保加算(40単位) 緊急短期入所受入加算(福祉型120単位、医療型180単位) →空床の確保や緊急時の受入れを行った場合	特別重度支援加算(120単位/388単位) →医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ **事業所数** 4,378(うち福祉型:4,059 医療型:319)(国保連平成28年12月実績)

○ **利用者数** 48,552(国保連平成28年12月実績)

自立訓練(機能訓練)の概要

○対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者又は難病等対象者(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者
 - 看護師
 - 理学療法士又は作業療法士
 - 生活支援員
- } 6:1以上

○報酬単価(平成27年4月～)

■基本報酬

通所による訓練

→利用定員数に応じた単位(定員20人以下)

604単位～787単位

訪問による訓練

245単位 (1時間未満の場合)

564単位 (1時間以上の場合)

※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 724単位

■主な加算

リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合

○事業所数 171(国保連平成28年12月実績)

○利用者数 2,204(国保連平成28年12月実績)

自立訓練(生活訓練)の概要

○対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的障害者又は精神障害者

(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 6:1以上

○報酬単価(平成27年4月～)

■ 基本報酬	
通所による訓練 →利用定員数に応じた単位(定員20人以下) 575単位～751単位	訪問による訓練 245単位 (1時間未満の場合) 564単位 (1時間以上の場合)
■ 主な加算	
短期滞在加算 → 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合 180単位(I) 115単位(II)	看護職員配置加算(I) → 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 18単位

○事業所数 1,177(国保連平成28年12月実績)

○利用者数 12,094(国保連平成28年12月実績)

○ 対象者

■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童発達支援センター
 - ・児童指導員及び保育士 4:1以上
 - ・児童指導員 1人以上
 - ・保育士 1人以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上
- 児童発達支援センター以外
 - ・指導員又は保育士 10:2以上
 - ・児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

- 児童発達支援センター（利用定員に応じた単位を設定）
 - ・難聴児・重症心身障害児以外 737～976単位
 - ・難聴児 900～1,220単位
 - ・重症心身障害児 798～1,152単位

- 児童発達支援センター以外（利用定員に応じた単位を設定）
 - ・重症心身障害児以外 364～620単位
 - ・重症心身障害児 699～1,608単位

■ 主な加算

児童指導員等配置加算（6～12単位）
→ 児童指導員、保育士の有資格者等を配置した場合に加算。
※児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。

延長支援加算
障害児（重症心身障害児以外の場合）（61～123単位）
重症心身障害児の場合（128～256単位）
→ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。

事業所内相談支援加算（35単位）
→ 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算（月1回を限度）。

○ 対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

○ サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

- 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
※うち半数以上は児童指導員又は保育士
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>授業終了後(利用定員に応じた単位を設定)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児以外 276～473単位 ・重症心身障害児 577～1,329単位 | <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>休業日(利用定員に応じた単位を設定)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児以外 359～611単位 ・重症心身障害児 699～1,608単位 |
|---|---|

■ 主な加算

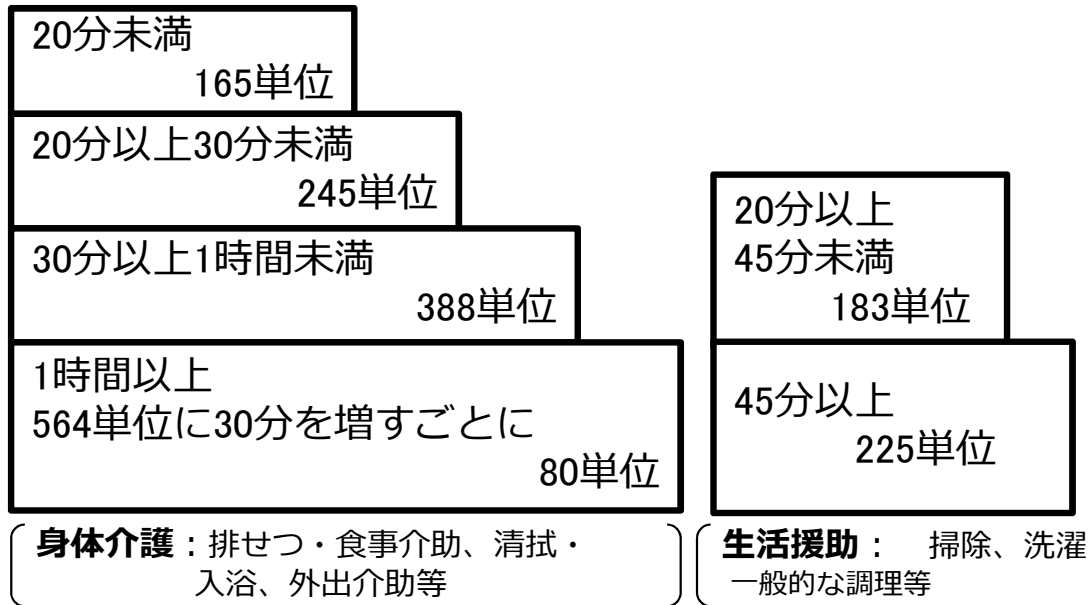
- | | | |
|---|---|---|
| <p><u>児童指導員等配置加算</u>
 <u>授業終了後に行う場合(4～9単位)</u>
 <u>休業日に行う場合(6～12単位)</u>
 → 児童指導員、保育士の有資格者等を配置した場合に加算。
 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。</p> | <p><u>延長支援加算</u>
 <u>障害児(重症心身障害児以外の場合)</u>
 <u>(61～123単位)</u>
 <u>重症心身障害児の場合(128～256単位)</u>
 → 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合に加算。</p> | <p><u>事業所内相談支援加算(35単位)</u>
 → 事業所内での障害児とその家族等に対する相談援助を行った場合に加算(月1回を限度)。</p> |
|---|---|---|

訪問介護の報酬

指定訪問介護の介護報酬のイメージ（1回あたり）

※加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費



通院等乗降介助 97単位

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

身体介護に続き生活援助の提供
(20分以上で67単位、45分以上で134単位、70分以上で201単位)

初回時等のサービス提供責任者による対応 (200単位/月)

緊急時の対応※身体介護のみ (100単位)

中山間地域等でのサービス提供 (5%~15%)

リハビリテーション職との連携 (100単位/月)

特定事業所加算 (5%~20%)
 ①介護福祉士等の一定割合以上の配置
 ②重度要介護者等の一定割合以上の利用+研修等の実施

介護職員処遇改善加算
 ・加算Ⅰ:13.7%
 ・加算Ⅱ:10.0%
 ・加算Ⅲ:5.5%
 ・加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9
 ・加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8

介護職員初任者研修を修了したサービス提供責任者を配置 (▲30%)

同一建物減算 (▲10%)

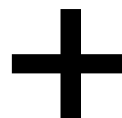
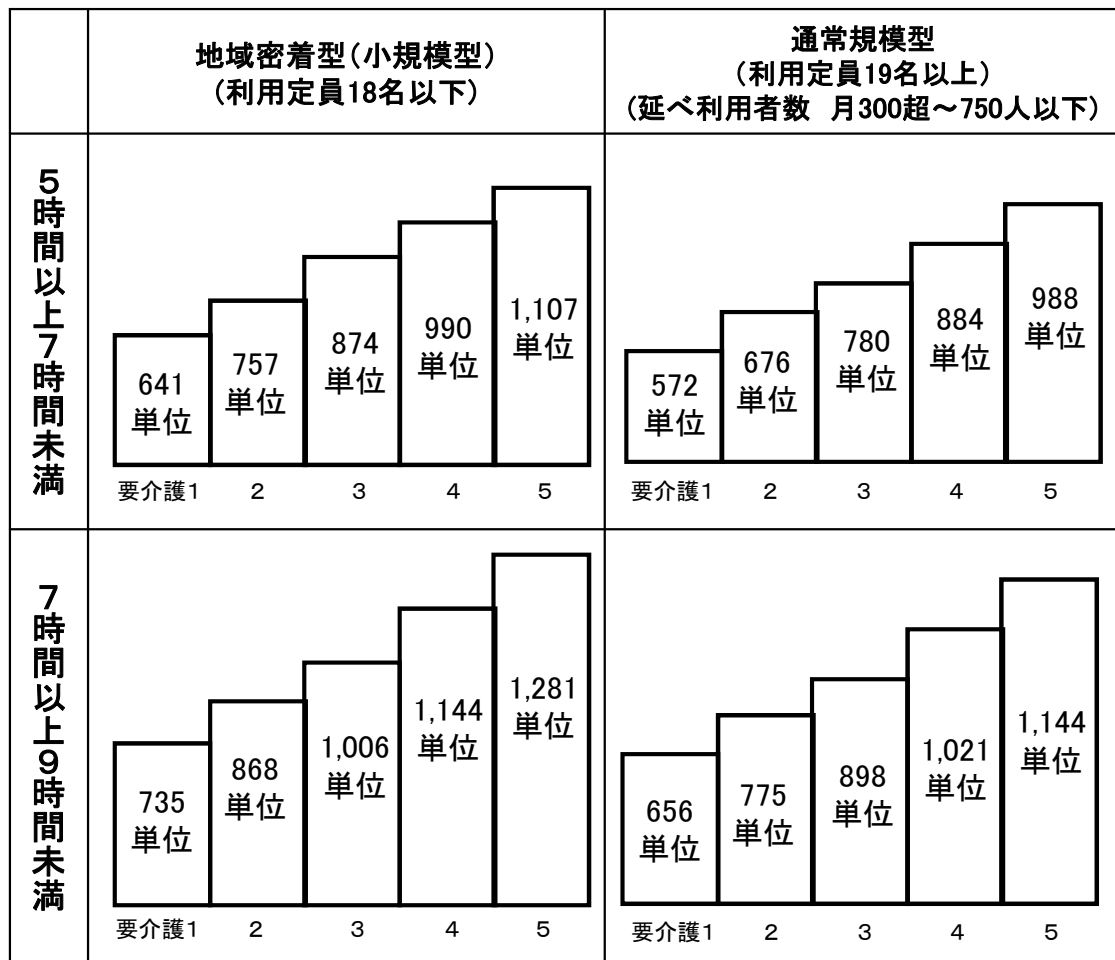
※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

通所介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費(例)

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算



入浴介助を行った場合 (50単位)	中重度者の受入体制 (45単位)
個別機能訓練の実施 (46単位、56単位)	認知症高齢者の受入 (60単位)
栄養状態の改善のための計画的な栄養管理、口腔機能向上への計画的な取組 (150単位)	延長サービス(9時間以上~最大14時間まで)の実施 (50単位~250単位)
介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算) (・介護福祉士5割以上:18単位 ・介護福祉士4割以上:12単位 ・勤続年数3年以上3割以上:6単位)	介護職員処遇改善加算 (・加算Ⅰ:5.9% ・加算Ⅱ:4.3% ・加算Ⅲ:2.3% ・加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9 ・加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8)
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)	事情により、2~3時間の利用の場合 (3~5時間の単位から ▲30%)
同一建物減算 (▲94単位)	送迎を行わない場合 (▲47単位)

※1: サービス提供時間には、その他、3時間以上5時間未満がある(2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者を実施)。

※2: 事業所規模には、その他、前年度の平均利用延人員数が900人/月以内の大規模型(Ⅰ)と901人/月以上の大規模型(Ⅱ)がある。

※3: サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供内容・時間に応じた
基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算

1,007単位	1,511単位
3時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満

+

個別送迎体制
強化加算
(+210単位)

介護福祉士や常勤職員等を
一定割合以上配置(サービス
提供体制強化加算)

入浴介助体制
強化加算
(+60単位)

- ・介護福祉士6割以上: 18単位
- ・介護福祉士5割以上: 12単位
- ・常勤職員等 : 6単位

中山間地域等での
サービス提供
(+5%)

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ: 4.0%
- ・加算Ⅱ: 2.2%
- ・加算Ⅲ: 加算Ⅱ × 0.9
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅱ × 0.8

-

定員を超えた利用や
人員配置基準に違反
(-30%)

同一建物居住者等
(-94単位)

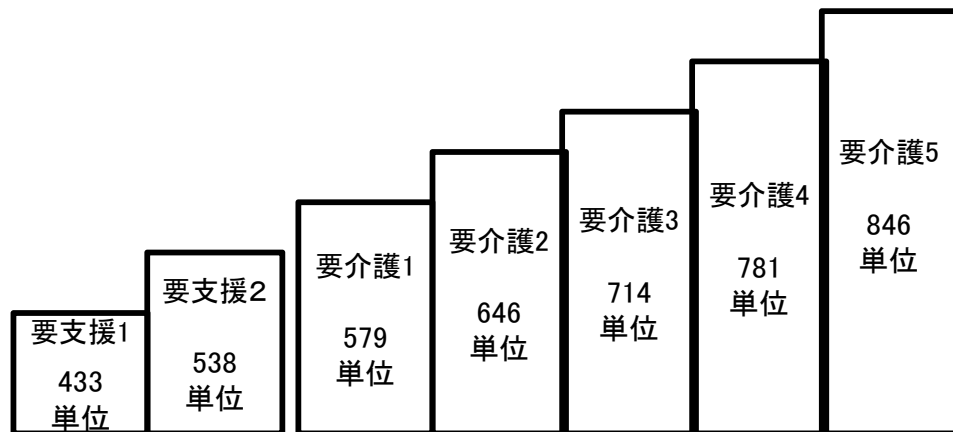
送迎を行わない場合
(片道-47単位)

※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

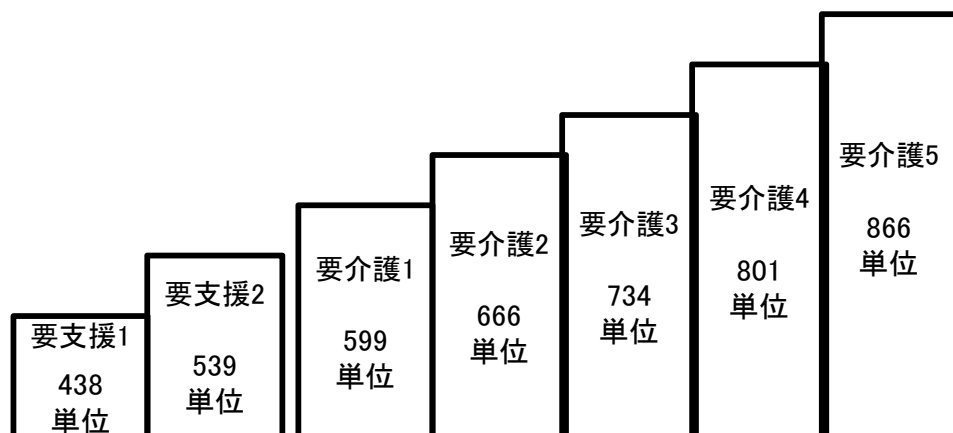
短期入所生活介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で従来型個室の場合)



利用者の要介護度等に応じた基本サービス費
(特別養護老人ホーム等との併設で多床室の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

専従の機能訓練指導員を配置している場合
(12単位)

個別機能訓練の実施
注: 要介護者のみ
(56単位)

手厚い健康管理と医療との連携
注: 要介護者のみ
(58単位)

夜勤職員の手厚い配置
注: 要介護者のみ
(ユニット型以外: 13単位)
(ユニット型 : 18単位)

送迎を行う場合
(片道につき184単位)

緊急の利用者を受け入れた場合
注: 要介護者のみ
(90単位)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)

- ・介護福祉士6割以上: 18単位
- ・介護福祉士5割以上: 12単位
- ・常勤職員等 : 6単位

介護職員処遇改善加算

- ・加算Ⅰ: 8.3%
- ・加算Ⅱ: 6.0%
- ・加算Ⅲ: 3.3%
- ・加算Ⅳ: 加算Ⅲ×0.9
- ・加算Ⅴ: 加算Ⅲ×0.8

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

長期間の利用者へのサービス提供
(▲30単位)

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

日中活動サービスにおける基準該当障害福祉サービス

- 日中活動サービスにおける基準該当障害福祉サービスは、指定障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たしていない事業所により提供されるサービスである。
- 都道府県等による事業者指定は必要なく、市町村が認める場合に特例介護給付費等が給付される。

【基準該当サービスの種類】

	離島その他の地域における 基準該当障害福祉サービス	介護保険事業所における 基準該当障害福祉サービス
対象	離島、山村等の地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがなく、障害福祉サービスを利用することが困難な場合	地域において指定障害福祉サービス事業所がない等指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合
要件	指定基準より従業者の員数や最低定員について緩和	指定通所介護事業所等の指定基準を満たしていることが要件
報酬	厚生労働大臣が定める指定障害福祉サービスの報酬単価を基準として市町村が定める加算の算定が可能	厚生労働大臣が定める基準該当障害福祉サービス独自の報酬単価(障害者の場合)を基準として市町村が定める食事提供体制加算・処遇改善加算を除き加算の算定不可

介護保険事業所における基準該当障害福祉サービス

- 地域において指定障害福祉サービス事業所がない等指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害児者に対して、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費等が給付される仕組み。

①指定通所介護事業所で提供することができる基準該当障害福祉サービス

- ・ 基準該当生活介護
- ・ 基準該当自立訓練(機能訓練)
- ・ 基準該当自立訓練(生活訓練)
- ・ 基準該当児童発達支援
- ・ 基準該当放課後等デイサービス

②指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供することができる基準該当障害福祉サービス

- ・ 基準該当生活介護
- ・ 基準該当短期入所
- ・ 基準該当児童発達支援
- ・ 基準該当放課後等デイサービス
- ・ 基準該当自立訓練(機能訓練)
- ・ 基準該当自立訓練(生活訓練)

		費用額(円)	利用者数	事業所数
基準該当生活介護	通所介護事業所の場合	238,043,197	3,584	955
	小規模多機能型居宅介護事業所の場合	9,460,975	134	47
基準該当短期入所	通所介護事業所の場合	2,133,425	48	25
	小規模多機能型居宅介護事業所の場合	475,208	34	19
基準該当機能訓練	通所介護事業所の場合	3,659,978	64	36
基準該当生活訓練	通所介護事業所の場合	4,975,748	65	34
基準該当児童発達支援	—	9,295,235	357	31
基準該当放課後等デイサービス	—	44,251,607	1,010	121
合計		312,295,373	5,296	1,268

【出典】国保連データ(平成29年4月実績)

※ 基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスの数字は特別集計。

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例①

通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例

例① 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 放課後等デイサービス(障害児)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護、放課後等デイサービスは、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能</p> <p>(参考) サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護、放課後等デイサービス】(通所介護、認知症対応型通所介護の必要人員)</p>	<p>○ 生活介護、放課後等デイサービスは、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービス等として提供可能</p> <p>(参考) サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護、放課後等デイサービス】(通所介護、認知症対応型通所介護の必要設備)</p>

例② 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 小規模保育事業(B型)(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能</p> <p>○ 管理者、嘱託医、調理員：兼務可能</p> <p>(参考) サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【通所介護】管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員 【生活介護】(通所介護の必要人員) 【小規模保育事業】保育士、嘱託医、調理員</p>	<p>○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能</p> <p>○ 非常災害に際して必要な設備：別々に設置する必要なし</p> <p>○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、医務室、調理室、便所、非常災害に際して必要な設備：各サービスの利用者・従業員が利用可能</p> <p>(参考) サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備 【生活介護】(通所介護の必要設備) 【小規模保育事業】<u>乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室、屋外遊技場、医務室、調理室、便所、軽便消火器等の消火用具、非常口</u>その他非常災害に必要な設備</p>

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例②

例③ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 地域子育て支援拠点事業(児童) + 利用者支援事業(基本型)(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能</p>	<p>○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能</p> <p>○ 食堂・機能訓練室と適当な設備：別々に設置する必要なし</p> <p>○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、適当な設備、非常災害に際して必要な設備：各サービスの利用者・従業者が利用可能</p>
<p>(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【通所介護】管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員</p> <p>【生活介護】(通所介護の必要人員)</p> <p>【地域子育て支援拠点事業】子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者</p> <p>【利用者支援事業】利用者支援専門員</p>	<p>(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備</u>その他非常災害に際して必要な設備</p> <p>【生活介護】(通所介護の必要設備)</p> <p>【地域子育て支援拠点事業】<u>適当な設備</u>、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</p> <p>【利用者支援事業】<u>適当な設備</u></p>

例④ 小規模多機能型居宅介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 一時預かり事業(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<p>○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能</p>	<p>○ 生活介護は、小規模多機能型居宅介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能</p> <p>○ 居間及び食堂、浴室、非常発生時に対する非常設備：一時預かり事業の利用者・従業者が利用可能</p>
<p>(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【小規模多機能型居宅介護】<u>管理者、代表者</u>、小規模多機能型居宅介護従業者、計画作成担当者</p> <p>【生活介護】(小規模多機能型居宅介護の必要人員)</p> <p>【一時預かり事業】保育従事者</p>	<p>(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【小規模多機能型居宅介護】<u>居間及び食堂、宿泊室、浴室、消火設備</u>及び非常災害発生時に対する必要設備、<u>その他必要な設備及び備品等</u></p> <p>【生活介護】(小規模多機能型居宅介護の必要設備)</p> <p>【一時預かり事業】必要な設備</p>

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例③

訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例

例⑤ 認知省対応型通所介護(高齢者等) + 就労継続支援B型(障害者) + 放課後児童健全育成事業(児童) + 就労訓練事業(生活困窮者)

兼務可能な人員	共用可能な設備
<p>○ 管理者: 兼務可能</p>	<p>○ 食堂・機能訓練室と訓練作業室、相談室、非常災害に際して必要な設備: 別々に設置する必要なし</p> <p>○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、訓練・作業室、洗面所、便所、非常災害に際して必要な設備: 各サービスの利用者・従業員が利用可能</p>
<p>(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【認知症対応型通所介護】<u>管理者、生活相談員、看護師若しくは准看護師又は介護職員、機能訓練指導員</u></p> <p>【就労継続支援B型】<u>管理者、職業指導員、サービス管理責任者</u></p> <p>【放課後児童健全育成事業】<u>放課後児童支援員</u></p> <p>【就労訓練事業】(基準なし)</p>	<p>(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【認知症対応型通所介護】<u>食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備</u></p> <p>【就労継続支援B型】<u>訓練・作業室、相談室(多目的室)、洗面所、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u></p> <p>【放課後児童健全育成事業】<u>専用区画、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備</u></p> <p>【就労訓練事業】(基準なし)</p>

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例④

泊まりのサービスを組み合わせる例

例⑥ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 就労継続支援B型(障害者) + 短期入所生活介護(高齢者等) + 短期入所(障害者) + 保育所(児童)

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、空床利用型事業所として提供可能 ○ 管理者、医師、栄養士、調理員その他の従業者：兼務可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護は、通所介護の基準で、基準該当障害福祉サービスとして提供可能 ○ 短期入所は、短期入所生活介護の基準で、空床利用型事業所として提供可能 ○ 食堂・機能訓練室と訓練・作業室、事務室と職員室、相談室と面談室、医務室、調理室、非常災害に際して必要な設備：別々に設置する必要なし ○ 食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、非常災害に際して必要な設備、訓練・作業室、洗面所、洗面設備、便所、医務室、面談室、浴室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室：各サービスの利用者・従業者が利用可能 <p>※保育所の便所は、他の福祉サービスの便所とは大きさ等が異なることから、別々に設けることとなる。</p>
<p>(参考)サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【通所介護】<u>管理者</u>、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員</p> <p>【生活介護】(通所介護の必要人員)</p> <p>【就労継続支援B型】<u>管理者</u>、職業指導員、サービス管理責任者</p> <p>【短期入所生活介護】<u>管理者</u>、<u>医師</u>、<u>栄養士</u>、生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、<u>調理員</u>その他の従業者</p> <p>【短期入所】(短期入所生活介護の必要人員)</p> <p>【保育所】<u>保育士</u>、<u>嘱託医</u>、<u>調理員</u></p>	<p>(参考)サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【通所介護】<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>相談室</u>、<u>事務室</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>【生活介護】(通所介護の必要設備)</p> <p>【就労継続支援B型】<u>訓練・作業室</u>、<u>相談室(多目的室)</u>、<u>洗面所</u>、<u>便所</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>【短期入所生活介護】<u>居室</u>、<u>食堂・機能訓練室</u>、<u>静養室</u>、<u>医務室</u>、<u>面談室</u>、<u>介護職員室</u>、<u>看護職員室</u>、<u>浴室</u>、<u>洗面設備</u>、<u>便所</u>、<u>調理室</u>、<u>洗濯室</u>又は<u>洗濯場</u>、<u>汚物処理室</u>、<u>介護材料室</u></p> <p>【短期入所】(短期入所生活介護の必要設備)</p> <p>【保育所】<u>乳児室</u>・<u>ほふく室</u>、<u>保育室</u>・<u>遊戯室</u>、<u>屋外遊技場</u>、<u>医務室</u>、<u>調理室</u>、<u>便所</u>、<u>軽便消火器等の消火設備</u>、<u>非常口</u>その他非常災害に必要な設備</p>

(参考) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例⑤

例⑦ 認知症対応型共同生活介護(高齢者等) + 共同生活援助(障害者)

兼務可能な人員	共用可能な設備
<p>○ 管理者、代表者: 兼務可能</p>	<p>○ 居間、食堂、浴室、非常災害に際して必要な設備: 別々に設ける必要なし</p> <p>○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、非常災害に際して必要な設備: 各サービスの利用者が利用可能</p>
<p>(参考) サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員</p> <p>【認知症対応型共同生活介護】<u>管理者、代表者</u>、介護従業者、計画作成担当者</p> <p>【共同生活援助】<u>管理者</u>、サービス管理責任者、世話人、生活支援員</p>	<p>(参考) サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備</p> <p>【認知症対応型共同生活介護】居室、<u>居間、食堂、台所、浴室</u>、<u>消火設備</u></p> <p>【共同生活援助】居室、<u>居間、食堂、便所、浴室</u>、<u>消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備</p>

介護保険制度の見直しに関する意見 (平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

(1) 地域共生社会の実現の推進

【公的な福祉サービスの「丸ごと」への転換】

- 高齢者、障害者等の福祉サービスについて見ると、デイサービスなど相互に相当するサービスがある。利用者の利便や、サービスの提供に当たる人材の確保などの課題を踏まえると、同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に提供できるようにすることが考えられるが、現行制度上、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているというだけでは、介護保険サービスを提供できる仕組みとはなっていない。
- また、介護保険優先原則の下では、障害者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障害者は、それまでとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない場合がある。
- さらに、これまで障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合や、障害福祉サービスと介護保険サービスを併給する場合等において、相談支援専門員とケアマネジャーが利用者の状態やサービスの活用状況等について情報共有を図るなど、緊密な連携を行うことが必要である。
- これらの点については、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）においても、
 - ・ 障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである
 - ・ 相談支援専門員とケアマネジャーの連携を推進するため、両者の連携が相談支援事業及び居宅介護支援事業が行うべき業務に含まれる旨を明確にするべきであるとの指摘がなされている。
- このような状況を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うことが適当である。
その際、具体的な指定基準等の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするほか、事業所の指定手続についても、可能な限り簡素化を図ることが適当である。
なお、共生型サービスについては、高齢者、障害者等に十分な情報提供と説明が必要である。
- また、相談支援専門員とケアマネジャーが、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくことが適当であり、具体的な居宅介護支援事業所の運営基準の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。

指定相談支援事業所と相談支援専門員

○指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。

○指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、

- ・ 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
- ・ 地域移行・地域定着に向けた支援
- ・ 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 8, 684箇所（平成28年4月1日現在）

※ 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 17, 579人（平成28年4月1日現在）

【相談支援専門員の要件】

